

■ 研究論文

# 日本における農業経営の現状と法人化の必要性

Subjects of Agricultural Management in Japan

神奈川大学大学院 経営学研究科  
国際経営専攻 博士前期課程

檜山 宗志

HIYAMA, Takashi

■ キーワード

ウルグアイ・ラウンド農業交渉／農業政策／農業が抱える問題／農業経営の規模拡大／農業経営の法人化

## 1 はじめに

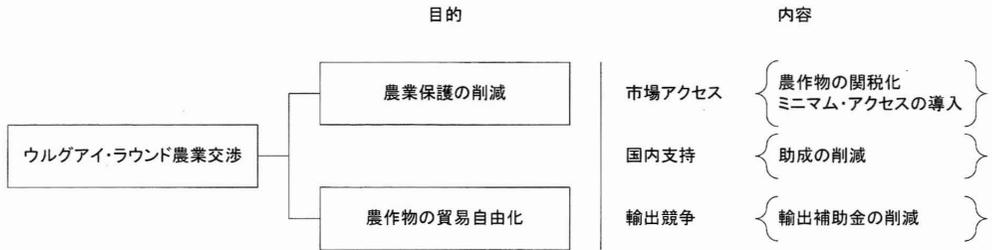
今日、世界の農業において、1993年のウルグアイ・ラウンド農業交渉合意以降から今日まで、農作物の貿易自由化と農業保護政策の削減が進んでいる。そのため、農業交渉に合意している経済先進国や経済発展途上国は、農作物の貿易自由化と農業保護政策の削減に対応した農業政策を実施している。日本の農業においても、同じく、ウルグアイ・ラウンド農業交渉以降から今日まで、農作物の貿易自由化と農業保護政策の削減が進み、それに対応した農業政策を実施している。特に、農業経営の競争力の強化を目的として、農業経営の構造政策を中心に実施している。

日本における農業経営の中心は、小規模の家族経営であるため、競争力が低い。よって、農業経営の競争力を強化するために、農業政策では、農業経営の主体を小規模の農家から地域単位で農作業に従事する集落営農や農業経営を法人化した農

業生産法人への移行を推進している。しかし、未だに集落営農や農業生産法人は少数であり、農業政策が農業の現場に浸透していない。そのため、今後、農業経営の持続的発展を目指すためには、農業経営の規模拡大を農業の現場に浸透させていくことが重要であろう。

そこで、本論文では、日本における農業経営の規模拡大が求められるようになった背景と、農業経営の問題点と課題を明らかにすることを目的とする。具体的に、第2節では、ウルグアイ・ラウンド農業交渉とWTO協定が日本の農業に与えた影響を考察する。第3節では、日本の農業政策について、第2次世界大戦以降から今日まで、如何にして変化してきたかを考察する。第4節では、日本の農業が抱える問題を検討し、解決策を明らかにする。これらのことから、農業経営の規模拡大を農業の現場に浸透させるための課題を明らかにしたい。

図-1 ウルグアイ・ラウンド農業交渉



(出所) 著者作成。

## 2 国際協定による日本の農業への影響

### 2.1 ウルグアイ・ラウンド農業交渉の合意

ウルグアイ・ラウンド農業交渉とは、ウルグアイで開催された関税と貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade, GATT)<sup>1</sup>の農業に関する交渉のことである。1986年から1993年までウルグアイ・ラウンド農業交渉が続いた。

ウルグアイ・ラウンド農業交渉の焦点は、農業保護の削減と農作物の貿易自由化にある。つまり、各国の農業に対する保護政策を緩和し、農作物の取引を国際的に自由化することを目的としていたのである。具体的に、①国境における農業保護を削減対象とした市場アクセス<sup>2</sup>、②国内における農業保護を削減対象とした国内支持<sup>3</sup>、③輸出補助金を削減対象とした輸出競争<sup>4</sup>、の3点を中心に協議が行われた。

まず、市場アクセスについては、農作物の関税化の実施とミニマム・アクセス<sup>5</sup>が導入された。これにより、米以外の農作物の貿易が自由化され

た<sup>6</sup>。また、国内支持については、農作物の生産量に直接に関わる直接支払いの削減や貿易を歪曲する効果のある政策に対する助成の削減が合意された。これにより、各国の国内農業保護政策が直接的に削減されることとなった。そして、輸出競争については、輸出補助金の削減と新たな輸出補助金供与が禁止された。

これにより、輸出補助金を農業政策に取り入れていた欧州連合 (European Union, EU) は、農業政策を大きく転換することとなった。このように、ウルグアイ・ラウンド農業交渉の合意によって、①農作物の貿易自由化、②農産物の生産を刺激する政策や貿易を歪曲する政策の保護削減、③輸出補助金の削減の3点への対応が求められることとなった。

### 2.2 WTOの設立と規制の強化

世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) はGATTを継承し、自由貿易を促進するために発足した機関である。農業に関しては、ウルグアイ・ラウンド農業交渉によって合意された農業保護の

表-1 ウルグアイ・ラウンド農業交渉の内容

内容	
市場アクセス	輸入量制限を撤廃し、農作物の関税化へ移行 期間6年間 関税率平均36% 各品目最低15%を毎年同じ比率で削減 ミニマム・アクセスの導入
国内支持	貿易歪曲がなく価格や生産との結びつきのない政策を除くすべての助成を毎年20%削減
輸出競争	輸出補助金の削減、新たな輸出補助金供与の禁止

(出所) 筆者作成。

表-2 GATT交渉

交渉開始年	GATT
1948年	ジュネーブ・ラウンド
1949年	アヌシー・ラウンド
1951年	トーキー・ラウンド
1956年	ジュネーブ・ラウンド
1962年	ディロン・ラウンド
1964年	ケネディ・ラウンド
1973年	東京・ラウンド
1986年	ウルグアイ・ラウンド

(出所) 筆者作成。

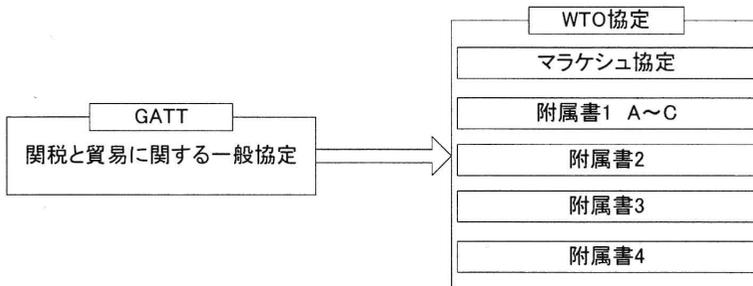
削減と農作物の貿易自由化を継続する役割を担っている。

GATTは、1948年にジュネーブで開かれたジュネーブ・ラウンド農業交渉からウルグアイ・ラウンド農業交渉まで8回開催された。GATTは、貿易に関する国際機関を設立するために締結された多国間協定であった。しかし、貿易に関する国際機関の設立に至らなかったため、GATTは多国間協定でありながら、国際機関に似た役割を担っていた。そこで、GATT体制を強化するために、ウルグアイ・ラウンドにおいて正規の国際機関を設立することを合意し、1995年に貿易に関する正規の国際機関としてWTOが発足した。GATTが1つの協定であったのに対し、国際機関であるWTOはマラケシュ協定をはじめとする多くの協定からなっており、各国に対する規制が強化され、与える影響も大きくなった<sup>7</sup>。

このように、WTOという国際機関の設立はGATT合意を単に継続するのではなく、合意された内容に対する規制の強化を図ったものである。GATTとWTOを比較すると、まず、形式について、GATTは国際協定であるのに対して、WTOは国際機関である。また、扱う領域について、GATTは工業中心であったのに対して、WTOはサービスや知的所有権を含む広範な領域を扱っている。

そして、各国に与える優先順位について、GATTは国内法を優先していたのに対して、WTOは協定を優先とし、協定の各国に与える影響が強くなった。さらに、紛争解決に関する採決方式について、GATTは全会一致で採択されるポジティブ・コンセンサス方式をとっていたのに対して、WTOは全員が反対しなければ可決というネガティブ・コンセンサス方式を採用し、WTOの

図-2 GATTとWTO協定



(出所) 筆者作成。

表-3 GATTとWTOの比較

	GATT	WTO
形式	国際協定	国際機関
扱う領域	工業中心	サービスや知的所有権を含む広範な領域
各国に与える優先順位	国内法優先	協定が優先
紛争解決に関する採決方式 <sup>8</sup>	ポジティブ・コンセンサス方式	ネガティブ・コンセンサス方式

(出所) 井野隆一[1996]を基に筆者作成。

紛争解決に与える影響が強くなった。これらにより、各国において、より一層農業交渉への対応を強めることとなった。

### 2.3 WTO農業交渉が日本の農業に与えた影響

農業において、WTOは農業保護を、①貿易を歪曲する効果があるか、②生産を拡大する効果があるかの2点をポイントとして、緑の政策（グリーン・ボックス）、青の政策（ブルー・ボックス）、黄色の政策（イエロー・ボックス）の3つに分類し、黄色の政策に当てはまる農業保護を削減対象とした。

それにもなって、各加盟国は、特に、ウルグアイ・ラウンド農業交渉において合意した農作物の自由貿易化と農業保護削減に対応するべく農業政策の転換や法令等を整備した。EU、アメリカ、日本の対応を簡単にみると、EUにおいては、輸出補助金の削減にともない、生産調整、直接支払いを導入し、アメリカにおいては、生産調整、不足払いを廃止し、固定支払いを導入した。農産物輸出国であるEUとアメリカは、農業保護削減に重点をおいて対応したといえよう。一方、農産物輸入国である日本は、激化する国際競争に対抗す

べく農作物の自由貿易化に重点をおいた対応が求められた。つまり、日本の農業において、ウルグアイ・ラウンド農業交渉の合意とWTO農業交渉の2点が国際的な農作物の自由競争に対応するべく、日本の農業に経営の考え方の必要性を強く意識させたのである。

## 3 日本における農業政策

### 3.1 農業政策が農業経営に与える影響

農業政策とは、一般的に、社会公共の福祉のために国家がその国の農業に対して安定、成長、分配という目標を達成する方策<sup>9</sup>をとることとされている。換言すれば、目標達成の妨げとなる農業の問題点を解決し、農業の持続的発展を目指す政策であるといえよう。

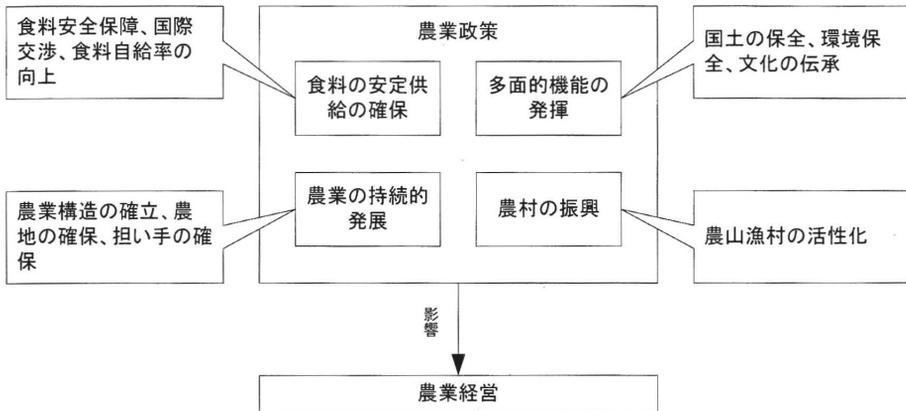
今日の日本の農業政策は、食料・農業・農村基本法に掲げられている食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮、農業の持続的な発展や農村の振興を目的として実施されている。①食料の安定供給の確保では、食料安全保障や国際交渉、食料自給率の向上などについて、②多面的機能の発揮では、国土保全、環境保全、文化の伝承など農産物

表-4 WTO協定で規定されている農業保護の分類

分類	内容	保護削減
緑の政策（グリーン・ボックス）	貿易歪曲や生産拡大効果がないか、あっても少ない政策 価格や生産との結びつきのない政策	対象外
青の政策（ブルー・ボックス）	生産調整のもとでの直接支払い政策	対象外
黄色の政策（イエロー・ボックス）	貿易を歪曲し、生産を拡大する効果がある政策	対象

(出所) 服部信司[2005]を基に筆者作成。

図-3 日本における農業政策の目的



(出所) 著者作成。

供給機能以外の多面的な機能について、③農業の持続的な発展では、農業構造の確立、農地の確保、担い手の確保などについて、④農村の振興では、農山漁村の活性化について、それぞれ政策が定められている。

農業政策は、農業に対する国家の施策であるため、農業経営に大きく影響を与える。特に、農業の持続的な発展を目的として定められる政策に強く影響を受けている。なぜならば、農業経営において、農業構造は経営の基盤であり、農地は不可欠な経営資源である。つまり、農業構造と農地に対する直接のアプローチは、農業経営に影響を与える。

たとえば、農業政策が自作農主義による家族経営を主体として、国内農業保護を強く推進している場合には、農業の主体は家族経営で、農作物の価格も一定水準が保障されているので、競争をほとんど意識することなく農作業に重点を置いて農業を営むことになる。しかし、農業政策が国内農業保護から農業の自由化へと政策の重点が移り、価格競争を意識しなければならなくなる場合には、農作業のみではなく、経営の視点からも農業に取り組んでいかなければならなくなる。そうなれば、競争に勝つために、農業構造を変えていく必要性が出てくる。このように、農業政策は、農業経営に対して強く影響している。以下では、これまで

の日本における農業政策の方向性がどのように変化してきたのかについて詳しく述べる。

### 3.2 日本における農業政策の動向

実際に日本の農業政策がどのように変化したのかについて、第2次世界大戦以降の日本における農業政策の動向をみると、大きく3つの段階に分けることができる。

第1の段階は、戦後復興時期の農業政策である。この時期における農業政策の最も重要な点は、地主制から自作農への転換である。第2次世界大戦後、GHQの占領下にあった日本は、GHQが主体となって戦後復興を行った。このとき実行された3大改革のうちの1つである農地改革によって、地主制から自作農への転換が行われた。地主制は封建制度の色が残っており、それが軍国主義の温床になっているとされたため、財閥解体と同様に徹底した改革が行われた。

地主制から自作農への転換は、農地改革をはじめとして、農業の生産性向上のために制定された土地改良法<sup>10</sup>や、農地改革の成果を恒久的に維持するために制定された農地法<sup>11</sup>によって推進され、強化された。しかし、自作農への転換は、農業経営の零細性、生産性の問題<sup>12</sup>を生むこととなる。また、高度経済成長により、農業所得と非農業所得の格差が拡大し、徐々に日本農業の赤信号

といわれる問題が顕在化することとなった。日本農業の赤信号とは、①農家所得の低さ、②食料供給力の低さ、③国際競争力の低さ、④兼業化の進行、⑤農業就業構造の劣弱化<sup>13</sup>の5つのことである。これらの問題に対処するためにとられた農業政策が第2の段階である。

第2の段階は、1955年以降における高度経済成長期の農業政策である。この時期における農業

政策の最も重要な点は、農業保護政策9の展開である。農業保護政策が展開された背景には、上述したように高度経済成長により顕在化した日本農業の赤信号といわれる問題点がある。これらの問題点を解消するために、政府は、1961年に農業基本法を制定した。農業基本法は、所得政策、生産政策、構造政策の3つの政策<sup>15</sup>を柱として制定された。この結果、経済成長の影響もあり、離農

図-4 日本における農業政策の動向



(出所) 著者作成。

の促進、所得均衡は達成した。しかし、同時に新たな問題も生まれた。1つ目が、米価決定基準に生産費及び所得補償方式<sup>16</sup>を採用し、米価を引き上げたことと、農産物の選択的拡大<sup>17</sup>を行ったことによって、米の生産過剰を招いたことである。2つ目が、農産物の選択的拡大によって輸入農作物の増加、食料自給率の低下を招いたことである。

これらの問題の特に米の生産過剰への対処と構造政策の強化のために、総合農政が実施された。総合農政では、米価の抑制のために、生産調整の導入や食糧管理法の改正を行い、構造政策の面では、自立経営の育成から地域、集団を単位とした中核農家の育成へ転換し、農業の装置化・システム化<sup>18</sup>も求められた。そのようななか、ニクソン・ショックやオイルショックにより、高度経済成長は終わり、経済成長の裏で起こっていたアメリカとの貿易摩擦がアメリカに優位性のある農業に向けられた。つまり、農業の輸入拡大、農業の自由化を強く迫ってきたのである。そして、ウルグアイ・ラウンド農業交渉の合意により、日本は農業の自由化に対応した農業政策への転換が必要になった。

第3の段階は、ウルグアイ・ラウンド農業交渉以降の農業政策である。この時期における農業政策の最も重要な点は、農業の自由化に対応した政策への転換である。農業の自由化への対応は、それまで日本が行ってきた農業保護政策を全面的に見直す必要があった。そのため、農業保護政策の根幹であった食糧管理法<sup>19</sup>と農業基本法が廃止され、新たに主要食糧の需給及び価格の安定に関す

る法律（新食糧法）と食料・農業・農村基本法が制定された。

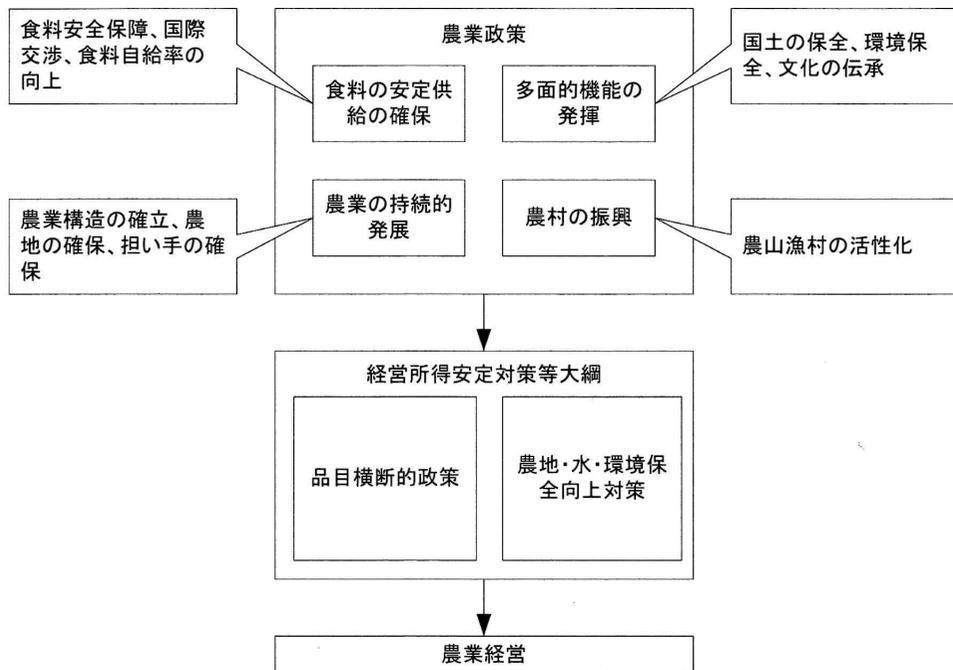
新食糧法では、①流通制度の転換、②売り渡し義務の廃止、③生産調整の選択制、④米販売における規制の緩和が実施された。①流通制度の転換では、流通の幅の拡大を目的とした。それまで全農と全集連の2つを指定法人とし、集荷を取り扱っていた。しかし、これを自主流通法人とし、全農と全集連以外も参入可能にした。②売り渡し義務の廃止では、生産者の販売の幅を拡大することを目的とした。それまで米は政府への売り渡し義務があったため一度政府が買い取ったのち、消費者に販売されていた。その義務が廃止されたため、生産者は卸売業者や小売業者、消費者へ直接販売することが可能になった。③生産調整の選択制では、それまで強制されていた生産調整を選択制にすることで、生産が自由に行えるようになった。しかし、生産調整に自主的に参加することで減反助成金が得られることや政府買い上げの対象となるなどのメリットがあった。④米販売における規制の緩和では、それまで卸売業者や小売業者が米を販売するためには、都道府県知事の許可が必要であり、集荷業者は農水省の指定が必要であった。それが、規制緩和により登録制になったことで卸売業者や小売業者の販売の幅が拡大した。

このように、新食糧法では、政府の管理下にあった米の生産、流通、販売の幅を拡大することによって、政府の管理から市場原理に沿った価格形成へと転換された。食糧法は、日本の農業保護政策の中心的政策であったので、食糧法が廃止されたの

表-5 食糧管理法と新食糧法の比較

	食糧管理法	新食糧法
自主流通法人（指定法人）	全国農業組合連合会 全国主食集荷協同組合連合会	全農、全集連以外の自主流通法人を認可
流通経路	政府へ売り渡し義務	卸売業者、小売業者、消費者への直接販売を可能
生産調整	強制	選択制

図-5 経営所得安定対策等大綱の位置づけ



(出所) 農林水産省[2006]『経営所得安定対策等大綱』を基に筆者作成。

ち、政策の中心が国際競争に対応するための農業構造政策に移っていった。

### 3.3 日本における農業政策の現状

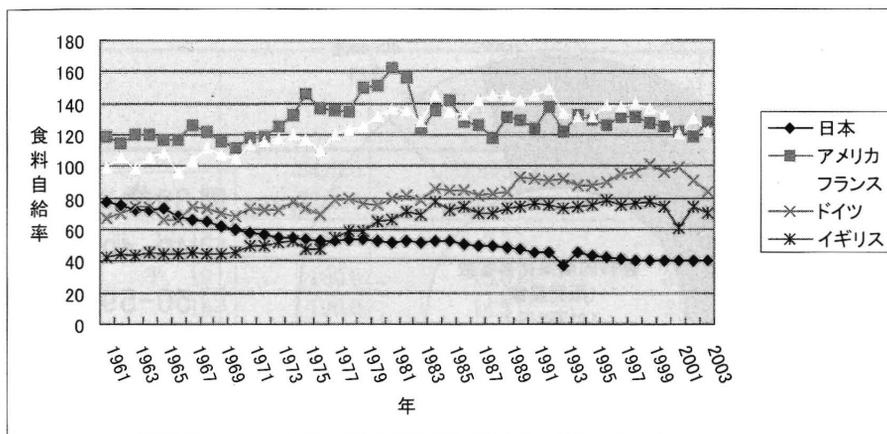
第2次世界大戦以降から2000年までの日本における農業政策は、上述のように、それぞれ自作農の確立、所得格差の是正を目的とした農業保護政策、農作物の自由化に対応した政策というように、農業の方向性を示してきた。そして、その都度、政策に対応した農業が行われてきた。

2000年以降の日本における農業政策は、WTO農業交渉への対応が継続され、特に、経営安定対策を中心に行われている。食料・農業・農村基本法成立以前の農政においては、農業の所得を維持するために価格政策がとられてきた。しかし、ウルグアイ・ラウンド農業交渉以降、国際情勢に対応するため抜本的な農政の転換が必要とされたため、食料・農業・農村基本法において農業の所得維持を価格政策から所得政策<sup>20</sup>へと転換した。

具体的には、農林水産省から経営所得安定対策等大綱として打ち出されている。この政策の中心的役割を果たしているものが、①農業構造政策と②直接支払い制度の2点である。①農業構造政策では、認定農業者など政策の対象者の明確化、集落営農などの共同活動への支援、農業経営の法人化を推進している。②直接支払い制度では、対象者に対して、減収の9割を補填することや諸外国との生産格差是正のための支払いがなされていた。

特に、農業経営の法人化は、構造政策の中心として置かれ、これまでの零細農家中心の農業構造から法人を中心とした農業経営の規模拡大が強く推進されている。また、この政策の背景には、これまで行ってきた農業政策の裏で徐々に蓄積されていった日本の農業における問題が顕在化し、それに対する対応が必要であることも深く関係している。

表-6 食料自給率の動向



(出所) 農林水産省[2003]『主要先進国の食料自給率統計』を基に筆者作成。

## 4 日本の農業が抱える問題

### 4.1 食料自給率の低迷

現在の日本の農業が抱えている第1の問題が、食料自給率の低迷である。日本の食料自給率は、1961年に成立した農業基本法でとられた農産物の選択的拡大政策を契機に、低下を続け、1998年にはカロリー計算で40%まで低下した。この背景には、上述のように農業基本法によってとられた農産物の選択的拡大政策と消費者の食生活の変化があると考えられている。農産物の選択的拡大政策による需要増加が見込まれる農作物の生産、需要の見込めない農作物の生産転換、国際競争に勝てない農作物の生産転換に、欧米向けの食生活の変化が重なり、輸入される食物への需要が高まる一方で、国内で生産された食物への需要は低下し、結果として、食料自給率が低下した。

そのようななか、WTOによって、農産物の生産を拡大する効果のある政策は、保護削減の対象とされたことで、食料自給率の向上を図る政策をとりにくくなった。そのため、今もなお、食料自給率は低迷しているのである。

この問題を解決するためには、WTOの取り決めに反せず、また、生産を伸ばすことのできる政策が必要である。それが、農業経営の法人化を中

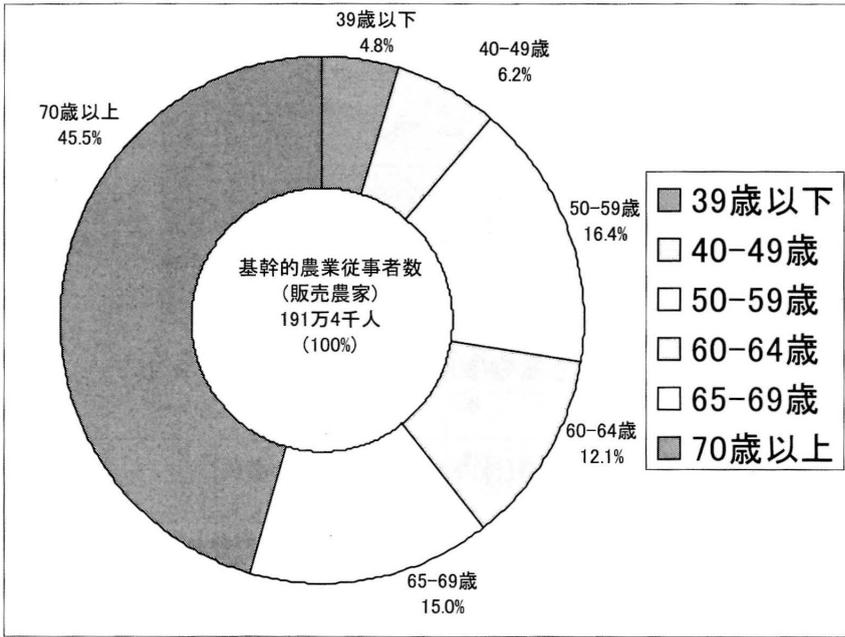
心とした構造政策であると考えている。農業経営を法人化することにより、経営規模の拡大、生産性の拡大、効率的な農業経営、市場における競争に対応するための経営者の育成という4点が重要であると考えている。

### 4.2 農業の担い手不足

日本の農業が抱えている第2の問題が、農業の担い手不足である。まず、労働力が農業市場から非農業市場へと移った背景には、高度経済成長期の離農政策がある。当時の政策では、離農者を増やし、農地の流動化を促すことで農業規模の拡大を図ったが、離農者と同時に兼業農家が増大したため農地の流動化は起こらず、規模拡大は達成できなかった。

また、今日の農業は、農業の規模拡大が進まなかったことで、零細農家の多くが後継者を必要としている。しかし、後継者を確保できない農家が数多く存在する。後を継ぐ場合においても、企業を定年後に帰農するといった高齢者の農業継承がみられる。このように、後継者の不在、農業継承時期の高齢化という2点が農業従事者の高齢化の要因であろう<sup>21</sup>。これらのことから、農業経営の零細性と農業従事者の高齢化が、農業の担い手不足の要因だと考えられる。

表-7 基幹的農業従事者数



(出所) 農林水産省[2009]『平成21年農業構造動態調査結果の概要』4頁。

実際に、農業従事者の年齢別分布がどのような状況にあるのかについてみてみると、農業を主な仕事としている基幹的農業従事者の数は、表-7のように76.6%が60歳以上である。また、農業従事者の総数の推移も年々減少しており、2005年は2,241,000人であった基幹的農業従事者の総数が、2008年には1,914,000人に減少している。これらは、農業従事者の高齢化と農業従事者の減少を顕著に表している。

つぎに、就農者数をみてみると、まず、表-8

のように新規就農者で最も多い年齢が60歳以上であることがわかる。反対に39歳以下の新規就農者は、60歳以上の就農者の半分以下である。また、表-9の年齢別自営農業就農者を見てみると、就農者の数は60歳以上が最も多く、39歳以下はその約4分の1であり、特に、新規学卒就農者は非常に少数であることがわかる。そして、就農者全体の数をみてみても、年々減少しているのがわかる。

これらの問題を解決するためには、担い手の

表-8 年齢別新規就農者数

単位：人

区分		計	39歳以下	40-59歳	60歳以上
平. 19		73,460	14,340	23,050	36,070
18		81,030	14,740	27,490	38,800
増減率 (%)	平. 19/18	△ 9.3	△ 2.7	△ 16.2	△ 7.0
構成比 (%)	平. 19	100.0	19.5	31.4	49.1
	18	100.0	18.2	33.9	47.9

(出所) 農林水産統計[2008]『平成19年度新規就農者調査結果の概要』2頁。

表-9 年齢別自営農業就農者数

単位：人

区分		計	39歳以下		40-59歳	60歳以上
				新規学卒就農者		
平. 19		64,420	9,640	2,250	20,050	34,730
18		72,350	10,310	2,450	24,470	37,560
増減率 (%)	平. 19/18	△ 11.0	△ 6.5	△ 8.2	△ 18.1	△ 7.5
構成比 (%)	平. 19	100.0	15.0	3.5	31.1	53.9
	18	100.0	14.3	3.4	33.8	51.9

(出所) 農林水産統計[2008]『平成19年度新規就農者調査結果の概要』3頁。

育成が急務であり、国の政策として取り組んでいる。そして、その担い手についても、これまでのように農家を継承していくというよりも、地域単位、集落単位以上での担い手育成が求められる。そのためには、経営規模を拡大し、生産の拡大や新たな就農の場を設けることが重要であろう。また、農業法人の設立も同様の効果を期待できると考えられることから、農業経営の法人化も重要であろう。

#### 4.3 耕作放棄地の増加

日本の農業が抱えている第3の問題が、耕作放棄地の増加である。耕作放棄地とは、農林水産省によると、農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思の無い土地としている。耕作放棄地の増加は、農作物の生産性の減少に直結しており、農業を行ううえで最も重要な資源である農地の放棄地化は、農業全体の衰退につながる大きな問題であろう。

近年の耕作放棄地が増加している最大の要因は、上述した農業の担い手不足、農業従事者の高齢化であると考えられる。農業の担い手不足は、当然、耕作放棄地の増加につながり、また、農業従事者の高齢化においても高齢化による耕作能力の低下により、耕作面積が減少し耕作放棄地の増加につながる。

『2005年農林業センサス』によれば、耕作放棄

地は-6のように全国に広がっている。また、耕作放棄地以外に、不作付地とよばれる、現在は耕作していても耕作者が今後数年の間に耕作する意思がある土地というものがあり、実際に耕作が行われていない土地は、耕作放棄地以外にも数多く存在する。

このような現状への対処として、推進されているのが土地利用型農業である。土地利用型農業とは、経営体が農地所有者から受託し、農地を集積して行う農業であり、その主体として期待されているものが集落営農や農業法人である。

ここまで、日本の農業が抱える問題として、食料自給率の低迷や農業従事者の高齢化、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加をみてきた。そして、それぞれ生産性の拡大と担い手の育成、就農の場の設立と農地の集積という課題を解決していくためには、農業経営の規模拡大と農業経営の法人化が非常に重要であるという見解を得た。

## 5 おわりに

本論文では、日本における農業経営の規模拡大が求められるようになった背景と、農業経営の問題点と課題を明らかにした。まず、第2節では、国際協定による日本の農業への影響について、ウルグアイ・ラウンド農業交渉の合意とWTO協定の2点から考察し、国際的な農作物の自由化競争に対応するために、農業においても経営の面から

図-6 耕作放棄地率の分布



(出所) 農林水産省[2006]『2005年農林業センサス』を基に筆者作成。

取り組んでいく必要があるという見解を得た。また、第3節では、日本の農業政策について、第2次世界大戦以降から今日まで、如何にして変化してきたかを考察し、現在の国際情勢に対応するために、日本の農業政策では経営安定対策がとられ、その政策の中心は、農業経営の規模拡大、農業経営の法人化であるという見解を得た。そして、第4節では、日本の農業が抱える問題点について、食料自給率の低迷、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加という3つの問題について、それぞれ

の問題の背景と課題を考察し、日本の農業が抱える問題へ対処するためには、農業経営の規模拡大、農業経営の法人化が重要であるという見解を得た。

これら農作物の自由化を進める国際情勢、国際情勢に対応した農業政策、顕在化している農業問題の3点から、今後の日本における農業経営を考察していくうえで、最も重要な点は、農業経営の規模拡大、農業経営の法人化であろう。今後は、まず、日本における農業法人がどのように展開されているのかを検討する。また、世界の、特に、

農業が盛んであるEUとアメリカにおける農業法人はどのように展開されているのかの2点を中心に研究を行う。そして、日本の農業を活性化させていくために、農業経営の規模拡大、農業経営の法人化が如何にして行われることが望ましいのかを解明していきたい。

## 注

- 1 関税と貿易に関する一般協定は、①最恵国待遇、②内国民待遇、③数量制限禁止、④関税引き下げの4つを基本原則として、1948年に発足した。
- 2 市場アクセスにおいては、国境における農業保護が削減対象となった。その内容は、輸入数量制限を撤廃し、農作物の関税化へ移行すること、6年間の実地期間に関税率を農産物全体で平均36%とし、各品目ごとに最低15%の削減を毎年同じ比率で行うこと、ミニマム・アクセス（最低輸入量）を設定し、最終年には5%まで拡大することなどであった。
- 3 国内支持においては、国内における農業保護政策が削減対象となった。その内容は、生産量とリンクしない直接支払いや環境対策等の補助など貿易歪曲化効果を持たないと判断される政策を除くすべての助成を、総合的計量手段を尺度として総額の20%を毎年同じ比率で削減することであった。
- 4 輸出競争においては、輸出補助金が削減対象となった。その内容は、輸出補助金の36%、補助金付き輸出数量を21%削減することであった。
- 5 ミニマム・アクセスとは最低輸入機会のことである。ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、国内消費量3%のものを4~8%に引き上げることの代わりに米の関税化に6年間の猶予期間を得た。
- 6 ウルグアイ・ラウンド農業交渉によって関税化された農作物は、小麦、大麦、脱脂粉乳、バター、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく、いも、蕪、生糸、豚肉であり、これらの他に、米が条件付きの関税化猶予期間が与えられ、将来的に関税化することで合意している。また、ウルグアイ・ラウンド農業交渉以前から問題となっていた牛肉とオレンジについても1991年に関税化されている。
- 7 表-3のように、①国際機関として正規の事務局、司法機能を有したこと、②サービスや知的所有権などを含む広範な領域扱えるようになったこと、③国内法よりも協定が優先されること、④採決方式がポジティブ・コンセンサス方式ではなくネガティブ・コンセンサス方式がとられるようになったことから。
- 8 ポジティブ・コンセンサス方式とは、全会一致の採決方式であり、ネガティブ・コンセンサス方式とは、全員が反対しない限り可決という方式である。
- 9 増田萬孝[1998]2頁。
- 10 土地改良法の目的は、土地改良事業を行い、農業の生産性向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善を行うことであった。
- 11 農地法は、1952年に制定された法律で、第1条において「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする」とし、自作農主義の原則、耕作者主義を掲げた法律である。
- 12 梶井[1985]23頁。
- 13 増田萬孝[1998]131頁。
- 14 農業保護政策とは、政府が農産物および農業生産財の市場に介入し、市場の均衡価格以上に農産物の価格を引上げ、もしくは生産財のコストの引下げにより、さらには直接的な補助金の支払いによって農業者の所得を人為的に高めようとする政策と定義される。速水佑

- 次郎・神門善久[2002]162頁。
- 15 所得政策は、農業経営の所得目標と農業全般についての所得目標の2つの所得目標を示し、農業者所得と非農業者所得の格差の是正を目指した。生産政策は、農業生産性の向上、農作物の選択的拡大が行われた。構造政策は、離農を促進し、土地の流動化を起し農地の集積、自立経営や協業経営を推進しようとした。
- 16 生産費及び所得補償方式とは、米の生産に要した物財費と、農業労働については都市の製造工業平均賃金に均衡する自家労賃等を米作農民に補償しようとするものであった。
- 17 農産物の選択的拡大とは、需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図るものである。
- 18 小規模農業からの脱皮を行うために、農業の技術進歩（装置化）に対応して農業を地域として再編（システム化）を求めた。
- 19 食糧管理法とは、1942年に戦時体制下の食料を国家の直接統制下におくために成立したもので、食料需給のコントロールと食料価格の政策的コントロールの2つの側面がある。増田萬孝[1998]60頁。
- 20 所得政策とは、それまでの価格政策とことなり、直接支払いによって所得を補填するものである。
- 21 農業問題研究学会[2008]。
- 『現代農業』第86巻,第1号,農山漁村文化協会,354-359頁。
- 井野隆一[1996]『戦後日本農業史』新日本出版社。
- 金沢夏樹[1982]『農業経営学講義』養賢堂。
- 熊谷苑子[2006]『現代日本の家族農業経営』『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第40巻,淑徳学,67-80頁。
- 生源寺眞一[2008]『農業再建』岩波書店。
- 生源寺眞一[2006]『現代日本の農政改革』東京大学出版会。
- 戦後日本の食糧・農業・農村編集委員会[2004]『戦後日本の食糧・農業・農村 第3巻』農林統計協会。
- 田代洋一[2009]『食料自給率を考える』筑波書房。
- 田代洋一[2004]『WTOと日本農業』筑波書房。
- 農業問題研究学会[2008]『グローバル資本主義と農業—世界経済の現局面で農業問題研究の「現代性」と意義を問う』筑波書房。
- 農業問題研究学会[2008]『土地の所有と利用—地域営農と農地の所有・利用の現時点』筑波書房。
- 農業問題研究学会[2008]『農業構造問題と国家の役割—農業構造問題研究への新たな視角』筑波書房。
- 農業問題研究学会[2008]『労働市場と農業—地域労働市場構造の変動の実相（現代の農業問題）』筑波書房。
- 服部信司[2006]『欧米の直接支払いと比較する』『公庫月報』第53巻,第10号,農林水産長期金融協会,16-21頁。
- 服部信司[2005]『アメリカ2002年農業法—国内保護増大とWTO農業交渉』農林統計協会。
- 服部信司[2004]『直接支払の国際的経験—米・EU・カナダ』『農村と都市をむすぶ』第54巻,第5号,全農林労働組合農村と都市をむすぶ編集部,4-23頁。
- 服部信司[2003]『アメリカの新農業法—国内政策による農業所得維持を第1にする—』『農林統計調査』第53巻,第5号,農林統計協会,10-17頁。
- 服部信司[1999]『WTO農業交渉とアメリカ農業政策』『地上』第53巻,第8号,家の光協会,60-71

#### 参考文献

- 安藤光義[2007]『『集落営農』とは何か (3) 集落営農の展開方向 (1) 合併と連携』『現代農業』第86巻,第3号,農山漁村文化協会,346-350頁。
- 安藤光義[2007]『『集落営農』とは何か (2) 『願望』政策の次を拓く知恵を絞ろう』『現代農業』第86巻,第2号,農山漁村文化協会,358-362頁。
- 安藤光義[2007]『『集落営農』とは何か (その1) 『地域の自立』のための組織、運動である』

頁。

服部信司[1997]『大転換するアメリカ農業政策—1996年農業法と国際需給、経営・農業構造』農林統計協会。

服部信司[1985]「アメリカの農業不況と農協の動き—4完—85年農業法案と国際競争力の低下」『農業協同組合』第31巻,第10号,全国農業協同組合中央会,78-89頁。

速水佑次郎・神門善久[2002]『農業経済論』岩波書店。

原田純孝[2009]「農地改正案の問題点—農業・農村への企業参入の道」『農村と都市を結ぶ』第59巻,第5号,全国農林労働組合農村と都市をむすぶ編集部,4-11頁。

原田純孝[2009]「自壊する農地制度—農地法等改正法律案の問題点」『法律時報』第81巻,第5号,日本評論者,1-3頁。

原田純孝[2009]「農地制度の何が問題か—主要な論点と議論の方向をめぐって—」『農業法研究』第44号,日本農業法学会,81-94頁。

原田純孝[2008]「農地制度はどこに向かうのか—所有から利用への意味を問う」『農業と経済』第74巻,第1号,昭和堂,28-41頁。

原田純孝[2005]「海外農業レポート フランスの新農業基本法制定の動向」『農政調査時報』第554号,全国農業会議所,39-45頁。

原田純孝[1998]「調査資料 UR協定下におけるフランスの農業構造・経営対策の動向」『土地と農業』第28号,全国農地保有合理化協会,85-109頁。

増田萬孝[1998]『現代農業政策論—21世紀の食料・農業・農村を見据えて—』農林統計協会。

#### 参考資料

農林水産省[2009]『平成21年農業構造動態調査結果の概要』。

農林水産省[2008]『平成19年度新規就農者調査結果の概要』。

農林水産省[2006]『経営所得安定対策等大綱』。

農林水産省[2006]『2005年農林業センサス』。

農林水産省[2003]『主要先進国の食料自給率統計』。